

# 松原市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度



2021(令和3)年3月

松 原 市

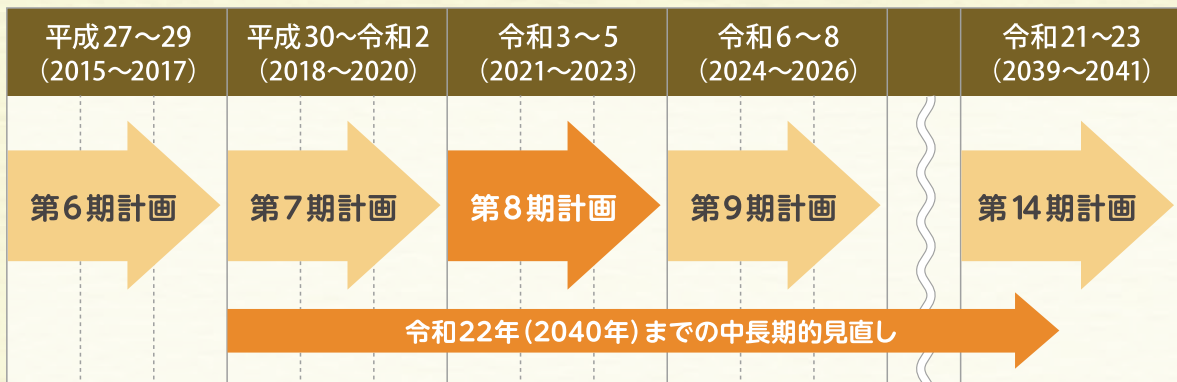
## 計画策定の趣旨

松原市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、市民一人ひとりが、生きがいを感じながら、いきいきと充実した生活を送れる地域づくりを進めています。

2020(令和2)年度には、本計画の第7期計画期間(2018(平成30)年度～2020(令和2)年度)が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025(令和7)年、更に現役世代が急減する2040(令和22)年の双方を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

## 計画の期間

本計画の対象期間は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる2025(令和7)年、更に現役世代が急減する2040(令和22)年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



▲  
令和7(2025)年団塊の世代が75歳に

## 計画の基本理念

「基本理念」については、第7期計画の基本理念を継承し、引き続き誰もが安心して暮らせる地域社会・健康で生きがいのある福祉社会の構築を目指していきます。

人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり

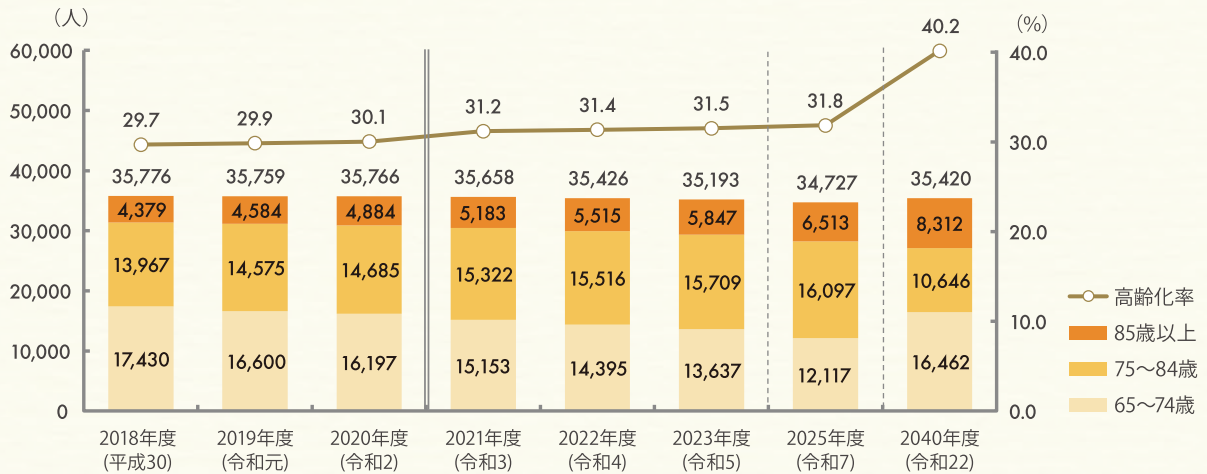


# 松原市の現状

本市の高齢者人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口全体では横ばい傾向ですが、75歳以上、85歳以上が増加しています。将来人口の推計をみると、高齢者人口は第8期計画期間中緩やかに減少していく一方、75歳以上人口の増加は続くとみられます。

2040(令和22)年度には、団塊ジュニア世代が65歳以上となることにより、65～74歳人口が増加に転じ、高齢化率も大きく上昇すると推計されています。

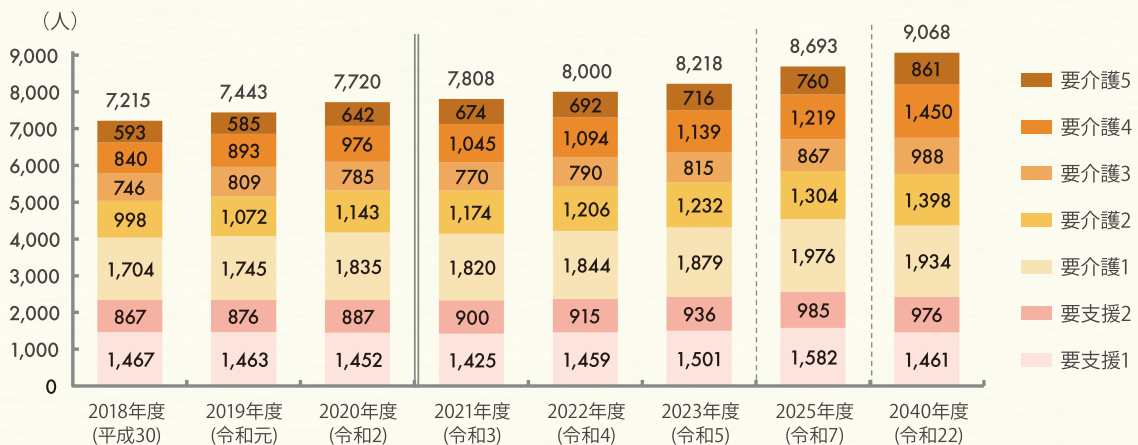
## ■高齢者人口の推移と推計



資料：平成30年度～令和2年度は「住民基本台帳」(各年度9月末)  
令和3年度以降は厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、2023(令和5)年度では8,218人、2040(令和22)年度では9,068人となる見込みです。

## ■要介護度別認定者数の推移と推計



資料：平成30年度～令和2年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」(各年度9月末)  
令和3年度以降は厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

# 施策の体系

〈 基本理念 〉

〈 基本目標 〉

〈 取組 〉

人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり

基本目標1  
地域で支える総合的な  
支援体制の構築

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 医療と介護の連携強化
- 3 地域ケア会議の機能強化
- 4 地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止

基本目標2  
安心して暮らせる  
地域づくり

- 1 生活支援サービスの整備・充実
- 2 高齢者にやさしい住環境づくりの推進
- 3 認知症高齢者支援体制の整備
- 4 高齢者虐待防止と権利擁護の推進
- 5 防災・防犯・感染症対策の推進

基本目標3  
生きがいづくりと  
健康づくり・介護予防の推進

- 1 高齢者の多様な生きがい活動への支援
- 2 高齢者の就労支援・担い手づくりの推進
- 3 健康づくりの推進
- 4 介護予防の推進及び重度化の防止

基本目標4  
介護保険事業の  
適正・円滑な運営

- 1 介護サービスの質の確保・向上
- 2 介護保険事業の適正な実施
- 3 利用者本位のサービス提供の推進
- 4 介護に取り組む家族等への支援
- 5 介護人材の確保及び資質の向上

## 施策の展開

### 基本目標 1 地域で支える総合的な支援体制の構築

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を強化するための体制づくりに努めます。

複雑化・長期化する相談に対して障がい者、保健、生活困窮者、就労支援などの分野横断的な支援ネットワークを強化します。

いつでも、どこでも相談できるよう、市内の生活関連サービス事業所等との協力関係を構築して、「高齢者110番事業」の拡大を図ります。



#### 2 医療と介護の連携強化

地域医療介護連携推進会議を中心に医療・福祉・介護等の多職種連携で顔の見える関係をさらに構築し、医療と介護を必要とする高齢者を地域全体で支えていく体制づくりを目指します。

医療・介護の専門職間でリアルタイムに情報共有できる ICT システムや、医師会、地域包括支援センターのホームページの活用を促進します。

#### 3 地域ケア会議の機能強化

課題のまとめ方、効果的な会議の進め方等について検討と先進事例等の情報収集を行い、地域ケア会議の機能を十分に発揮できるよう努めます。

#### 4 地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止

地域団体等と連携した見守り・声かけ活動を推進するとともに、地域の見守り活動の担い手の確保対策を講じて、より多くの地域で見守り活動を展開できる体制を検討します。

元希者カフェ等の集いの場を通し、地域コミュニティの形成と担い手の創出を図ります。

### 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

#### 1 生活支援サービスの整備・充実

地域包括支援センターとも連携し、地域支え合い推進員の周知とインフォーマルサービスを含めた地域資源の把握に努めます。また、身近な場所で相談も可能な、誰でも参加できる集いの場となる拠点の充実につながるよう、住民参加型の地域診断やコミュニティマップの作成に取り組みます。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活支援サービスの提供体制の確保と求められているサービスの掘り起こしを行います。

## 2 高齢者にやさしい住環境づくりの推進

高齢者向け住宅において利用者本位の住まい方ができるよう、事業者支援を行います。駅周辺地区のバリアフリー化を推進するとともに、市民ニーズや交通状況の変化等を踏まえた、適切な公共施設循環バス運行事業を行います。

## 3 認知症高齢者支援体制の整備

認知症初期集中支援チームの人材育成に努めて、支援の質の向上を図ります。市民や民間、学校などで実施する認知症サポーター養成講座を通じて、市民の認知症への理解浸透に努めます。SOSネットワークの協力機関の拡大、高齢者見守り安心 QR コードの周知、認知症高齢者ひとり歩き（徘徊）声掛け模擬訓練の実施等により高齢者にとって安心な地域づくりを行います。

## 4 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

公共施設等を活用し、身近な場所で相談できる体制の充実に努めます。高齢者虐待事案に対して、虐待者への支援も含んだ適切な対応の強化と、生活保護担当課や他機関との連携強化による成年後見人利用支援事業の活用促進に努めます。

## 5 防災・防犯・感染症対策の推進

近年の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、市民や介護保険事業所に対して、防災や感染症対策についての情報提供や周知啓発を行います。高齢者が被害にあいやすい特殊詐欺や悪質商法等の注意喚起や相談活動により被害の防止に努めます。

### 基本目標 3 生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

#### 1 高齢者の多様な生きがい活動への支援

老人クラブの活動支援のほか、介護予防支援きらり活動事業の周知を進めて、新規の登録者数、受入れ機関の拡大を図ります。まつばらテラス（輝）では、来館者の拡大につながるような事業の充実に努めるなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。



#### 2 高齢者の就労支援・担い手づくりの推進

あらゆる機会を利用してシルバー人材センター会員の入会促進に努めるほか、元希者カフェの開設数の増加に伴い、カフェスタッフと棒体操リーダーの更なる養成を進めます。



### 3 健康づくりの推進

健康相談、広報などを通じた効果的な受診勧奨の検討や特定年齢への案内通知などで、各種健康診査（検診）の受診率向上を目指すほか、個別通知等による予防接種の周知、より相談しやすい相談体制の検討などによる市民の健康支援を行います。

### 4 介護予防の推進及び重度化の防止

介護予防・生活支援サービスの利用促進、介護予防教室終了者による自主的な介護予防活動の促進、ケアプラン検討会議の充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。



## 基本目標 4 介護保険事業の適正・円滑な運営

### 1 介護サービスの質の確保・向上

松原市介護保険事業所連絡会を通じて市内介護事業所への制度改正等の情報伝達を徹底するとともに、介護の質向上に向けた研修や事業所間の情報共有の場として運営支援を行います。

### 2 介護保険事業の適正な実施

適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、引き続き介護給付の適正化を進めていきます。

### 3 利用者本位のサービス提供の推進

低所得者の費用負担への配慮、共生型サービスの広報による高齢障がい者のサービスの利用促進に取り組むほか、介護保険制度に関する周知・情報提供、相談・苦情体制の充実を図ります。

### 4 介護に取り組む家族等への支援

要介護者が、できる限り在宅生活を継続できるよう、家族介護者の負担軽減と介護者相互の交流を深めるための各種交流事業や介護技術向上のための教室等を充実します。



### 5 介護人材の確保及び資質の向上

松原市介護保険事業所連絡会と協力した人材確保への取組の検討、教育機関との連携による小・中・高校生の福祉意識の向上、介護の仕事への関心を高める取組を継続します。



## 所得段階別保険料の設定

介護保険の運営に必要な費用や被保険者数の見込みをもとに保険料を設定します。第8期計画期間においては、所得段階区分をこれまでの9段階から11段階に変更します。

所得段階	所得等の条件		負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人		基準額 ×0.50 (×0.30)	39,300円 (23,580円)
第2段階	住民税 世帯 非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75 (×0.50)	58,950円 (39,300円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の人	基準額 ×0.75 (×0.70)	58,950円 (55,020円)
第4段階	住民税 本人 非課税	同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	70,740円
第5段階		同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超の人	基準額 ×1.00	78,600円
第6段階	住民税 本人 課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	94,320円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	102,180円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	117,900円
第9段階		合計所得金額が320万円以上450万円未満の人	基準額 ×1.70	133,620円
第10段階		合計所得金額が450万円以上800万円未満の人	基準額 ×1.80	141,480円
第11段階		合計所得金額が800万円以上の人	基準額 ×1.90	149,340円

※第7期から引き続き、公費による負担軽減措置が行われることにより、第1段階から第3段階の負担割合及び保険料年額は括弧内の数字となります。

### 松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 概要版

発行年月：2021(令和3)年3月

発行：松原市 健康部 高齢介護課

住所：〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

TEL：072-334-1550 / FAX：072-337-3052